

山口県獣医師会会報

Monthly Report of the Yamaguchi
Veterinary Medical Association

第 780 号 令和 8 年 5 月

目次

○令和 8 年度中国地区獣医師会連合会定期総会出席報告（会長理事）	1
○令和 8 年度定時総会の開催	1
○山口大学共同獣医学部長の交代について	3
加納先生就任	
度会先生退任	
○常務理事就任	4
○山口大学支部報告（山口大学支部 上林先生）	4
○リレー随筆（徳山支部 矢田先生）	5
○熊毛支部総会報告（熊毛支部 菅原先生）	5
○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について	6
○山口県職員（獣医師）採用選考試験の実施について	13
○本会会員への支援制度について	14
○事務局だより	14

令和 8 年度中国地区獣医師会連合会定期総会 出席報告

会長理事 中 村 滋

令和 8 年 4 月 10 日（金）、7 年度の中国地区学会の事業実施主体としてご尽力を頂いた（公社）岡山県獣医師会が主催者となり、岡山コンベンションセンター（岡山市）において中国地区獣医師会連合会（以下「中獣連」）定期総会が開催されました。

（公社）日本獣医師会（以下「日獣」）から西山治夫副会長にご臨席をいただき、中国地区各県獣医師会の会長、副会長、専務、常務、書記（本会は白永副会長、柳澤常務、木村書記、小職の 4 名）を合わせ、総勢 21 名が出席したので、その概要を下記に報告致します。

1. 会長挨拶 岡山県獣医師会 中村金一会長

繁忙期の協力に感謝しつつ、国際情勢不安による資材不足への危機感を表明。個別対応の限界を打破

するため、中獣連の広域ネットワークによる資材確保と相互共助の仕組み作りを急ぐ。あわせて One Health の視点から専門的知見を社会に還元し、中国地区一丸となって質の高い獣医療の提供と地域課題の解決に邁進する。

2. 来賓挨拶 日獣 西山治夫副会長

4 月 21 日から開催される、世界獣医師大会への積極的な参加を依頼。4 月 13 日に世界獣医師大会の記念切手が発売される。

3. 議案審議

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告及び収支決算について（令和 7 年度獣医学術中国地区学会報告）

（1）令和 8 年 3 月末日の会員数は、5 県合計で 1,939 名（前年比 6 名減少）。

予告

令和 8 年度定時総会の開催

- 日 時 令和 8 年 6 月 14 日（日）午後 2 時から
- 場 所 防長苑 2 階 孔雀（山口市熊野町）
- 議 題 あらかじめ送付する総会議案書による。
- 出 欠 総会議案書に同封する返信用はがきを 6 月 3 日（水）までに投函してください。
- その他 定時総会終了後に、令和 8 年度山口県獣医師連盟通常総会を開催します。
また、行事終了後に、交流会を開催します。

(2) 人事

①日獣役員 中国地区理事は、島根県獣医師会の安食会長。任期は令和9年6月総会までの2年間。

②日本獣医師連盟役員 中国地区幹事は小職。任期は、令和9年6月末日までの2年間。

③日獣職域別部会の部会委員会委員の任期は、令和9年6月末日までの2年間。本会会員のみ記載

獣医学術部会委員 白永伸行副会長

④日獣学会幹事 本会会員のみ記載（任期は令和9年3月末日）

ア. 日本産業動物獣医学会

山口大学共同獣医学部 佐々木直樹先生

イ. 日本小動物獣医学会

白永伸行副会長

ウ. 日本獣医公衆衛生学会

山口大学共同獣医学部 度会雅久先生

(3) 令和7年度獣医学術中国地区学会の開催

令和7年10月11日（土）～12日（日）、岡山コンベンションセンターで開催。参加人数：学会313人（うち山口県は45人参加）、懇親会135人（うち山口県は16人参加）。

中国地区学会賞受賞者は、産業動物獣医学会2題、小動物獣医学会4題、獣医公衆衛生学会2題で、本県からは小動物獣医学会でアミカペットクリニック網本宏和先生が発表された「小型犬における乳歯残存と乳歯歯根吸収の特徴」が受賞。受賞者は世界獣医師大会時に開催される年次大会で発表。

第2号議案 令和8年度事業計画及び収支予算（案）について

(1) 会議の開催

事務局会議及び獣医学術中国地区学会の幹事会が6月9日（火）にホテルグランヴィア広島（広島市）で開催。他に、8月に臨時総会、10月に会長会議を開催。

(2) 令和8年度獣医学術中国地区学会

10月17日（土）～10月18日（日）にホテルグランヴィア広島で開催予定。

(3) 講習会（各県持回り開催）

鳥取県が産業動物臨床、島根県が小動物学術、岡山県が獣医公衆衛生の講習会を担当。

第3号議案 令和8年度負担金の徴収（案）について

(1) 運営費負担金の徴収

均等割額50千円、構成獣医師割合負担金（250円/人）で、会員数361名の本会負担金計は140,250円（5県負担金合計734,750円）

(2) 獣医学術中国地区学会負担金

均等割額350千円、構成獣医師割合負担金（180円/人）で、本会負担金計は414,980円（5県負担

金合計 2,099,020円）

(3) 広域的動物救護体制整備計画対策負担金

各県が10千円を負担（5県負担金合計 50,000円）

第4号議案 役員を選任について

令和8年度の中獣連の会長は、広島県獣医師会の川野悦生会長、副会長は小職。監事は岡山県獣医師会の中村金一会長。

第5号議案 日獣・諸会議・講習会等の輪番（案）について

中獣連の輪番表に基づき、各県獣医師会に対応を依頼。（令和8年度の本会の対応は、「中獣連副会長」と「日本獣医師連盟地区幹事」は小職が、「獣医学術部会」委員は白永副会長が担う。（再掲）

以上、提出議案は満場一致で可決。

4. 閉会挨拶 甲斐みちの岡山県獣医師会副会長

本総会出席と議事運営の協力に対し謝辞を述べられ閉会した。

総会終了後の意見交換

○VMATの取組～中国地区では岡山県が先行し、2月には鳥取県で結成されている。互いが実践状況を披露される中、構成メンバー、加入保険の適用範囲などの情報が交換された。日獣西山副会長からは、日獣がVMATの講習会を開催している事、3月に東海地区での合同研修を実施し約100名の参加を得た事、6月下旬には神戸市で開催を予定している事が説明された。中国地区には合同研修会の開催を期待すると発言された。

○日獣は人材派遣業の資格を取得し、令和8年度から獣医師の就職斡旋を開始する。

○日獣が動物との共生がもたらす価値を社会に広く発信するステイトメント「Thanks Buddy! 宣言人と動物が共生する社会の実現」について紹介があり、「Thanks Buddy Project」へ賛同いただける「賛同動物病院」を広く募集していることが紹介された。

○他に、One Health条例化への取組や手順等について、日獣に対しての質問や意見交換が行われた。

所感

中国地区他県の獣医師会役員と議論が出来た本総会は、単一県で解決できない課題が多い中、今後の連携強化に繋がる有益な機会となりました。

岡山県獣医師会会長が冒頭で挨拶されたように、会員個々では対応できない課題について、県域・中国地区・全国で情報を共有し解決に向け取り組むことの重要性を再認識した次第です。

さて、次年度（令和9年度）は、本会が事業実施主体となり、第53回中国地区獣医師大会、令和9年度獣医学術中国地区学会を運営することとなりますので、引き続き会員各位の格別なご理解とご協力を切にお願い申し上げ報告と致します。

山口大学共同獣医学部長の交代について

本年4月の山口大学の人事異動により、山口大学共同獣医学部長が交代されました。加納聖新学部長と度会雅久前学部長からいただいた会員の皆様への御挨拶を掲載します。

就任のご挨拶



このたび令和8年4月1日付で、山口大学共同獣医学部長に就任いたしました加納 聖と申します。会員の皆様には、日頃より学生実習の受入や本学部の教育・研究に多大なるご理解

とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学部は、1944年に創設された山口高等獣医学校を源流とし、農学部獣医学科を経て、2012年に鹿児島大学との共同教育課程として設置されました。現在は両大学が連携した相互補完型の教育を実践し、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムを基盤とした体系的な教育を行っております。また、国際水準の獣医学教育の実施に加え、本年4月には大学基準協会（JUA）による分野別評価において適合と認定され、教育の質保証の面でも一定の評価を受けております。

また、本年度は谷澤幸生学長が再任され、大学執行部も新たな体制となりました。本学部におきましても、この方針のもと、地域社会との連携を一層強化し、教育・研究の充実に取り組んでまいります。地域の産業や行政、関係機関と協働しながら、地域課題の解決に寄与するとともに、次世代を担う人材の育成を進めて

山口大学共同獣医学部 加 納 聖

まいります。

近年、獣医師に求められる役割は、動物医療にとどまらず、公衆衛生、感染症対策、食の安全、さらには基礎的な生命科学研究へと広がっております。本学部では、こうした社会的要請に応える人材を育成するため、基礎から臨床までを体系的に結びつけた教育を推進しております。加えて、人と動物のよりよい関係とウェルビーイングを重視する「One Welfare」の視点も取り入れております。

とりわけ臨床教育においては、現場での経験が極めて重要であり、会員の皆様のご協力なくしては成り立ちません。ご多忙の中、学生実習の受入やご指導を賜っておりますことは、本学部にとって大変貴重であり、学生にとってもかけがえのない学びの機会となっております。現場での経験を通じて、学生は実践的な知識と技術に加え、判断力や責任感、さらにはコミュニケーション能力を身につけてまいります。

今後も、地域とともに歩む獣医学部として、現場の先生方との連携を大切にしながら、社会に貢献できる獣医師の育成に努めてまいります。引き続き、本学部の教育・研究活動に対し、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

退任のご挨拶



このたび令和8年3月31日をもって、山口大学共同獣医学部長・共同獣医学研究科長を退任することとなりました。在任中は公私にわたり多大なるご厚情を賜り、深く感謝して

おります。また、会員の方々には学生実習の受入等、日頃から本学部の教育研究にご理解とご協力をいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

山口大学獣医学科は、2024（令和6）年に山口高等獣医学校の設置から創立80周年の記念すべき年を迎えました。創立80周年記念事業として、将来を担う獣医学科学生の教育・研究活動を支援するための基金を創設いたしました。この基金は「学生教育研究活動支援」と「国際交流推進支援」に用途を限定して学

山口大学共同獣医学部 度 会 雅 久

生支援を行っています。次世代の人材育成への取り組みを実現し、さらなる飛躍をはかりたいと考えております。山口県獣医師会をはじめ学外諸機関の皆様には、今後も様々な場面でご支援をお願いすることになりますが、引き続きご協力とご指導を賜れば幸甚です。

2024年に山口大学産学公連携研究拠点として「One Welfare国際研究センター」が設立されました。設立に至るまでの多くの方々のご尽力に感謝するとともに、現在推進している人と動物のウェルビーイングに関する新たな取り組みの発展を期待しております。

おわりに私個人としましては、獣医公衆衛生部会委員、学会運営委員および山口獣医学雑誌編集委員長を務めさせていただいております。今後とも山口県獣医師会の一員として貢献できるように努めたいと思っております。引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

常務理事就任に当たって



令和7年度第4回理事会において、酒井理前常務理事の後任に選定されました。理事1期目での重責を担うこととなり、誠に身の引き締まる思いです。力不足ではございますが、伝統ある

山口県獣医師会のさらなる発展に向け、円滑な会運営に邁進する所存です。

私は、防府市で生まれ、宇部市、山口市での学校生活を経て、一度は山口県から遙か遠くの地で暮らしてみたいと、本州の逆端にある青森県の北里大学に進学いたしました。大学では家禽疾病学研究室にてウイルスの研究に没頭し、卒業後は山口県庁の農業獣医師として、家畜防疫、病性鑑定、畜産振興等の業務に35年間従事してまいりました。昨今、県職員の定年延長が進められる中ではございますが、長年公私共にお世話になった本会へ、少しでも恩返しをしたいという思いから、このたびの大役をお引き受けした次第です。

本会には新規採用時から入会し、県獣医学会での発表を皮切りに、産業動物部会や学会運営・獣医学雑誌編集などの各種委員、また監事を3期務めさせ

常務理事 柳澤郁成

ていただきました。その間、諸先輩方の温かいご指導に支えられてきたことに、深く感謝申し上げます。この4月からは、田中尚秋前会長および酒井前常務のご尽力により竣工した新会館において、中村会長、白永副会長、木村書記に温かく迎えられ、業務を引き継いでおります。

現在、本会が直面している会員数および受取収益の減少は、組織運営の根幹に関わる重要な課題です。歴代の常務理事が進めてこられた会報・雑誌の電子化や、行事開催方法の見直しによる経費削減を継承しつつ、時代の変化に応じた新たな視点での取り組みも模索してまいりたいと考えております。

事務局をお預かりする立場として、公益社団法人にふさわしい、会員の皆様はもとより、広く県民の皆様から真に必要なとされる組織を目指してまいり所存です。活動の情報発信に一層注力するとともに、会館へも気軽にお立ち寄りいただけるような雰囲気作りに努めてまいります。

甚だ微力ではございますが、本会のさらなる飛躍のために全力を尽くす覚悟でございます。皆様には、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

山口大学支部報告

山口大学支部 上林 聡 之

今年も編集委員が直接投稿で失礼いたします、山口大学支部の回が来てしまいました。誰にも読まれていないだろうと高をくくって毎回いい加減なことばかり書いているのですが、先日知り合いの方に、「上林先生はいつもなかなか面白いことを書いてますねえ」などと言われてしまいました。本当にそう思っただけなのか、京ことばのようなものなのか、いずれにせよこの恥ずかしさたるや否や。とはいえ誰にも原稿を引き受けてももらえませんでしたので、ついでに宣伝をさせていただきます。

さて、私は京都府出身で大学から山口、その後少し離れてまた山口に戻ってきたのですが、卒業大学という縁で山口大学獣医の同窓会の幹事をしております。こちらはこれまでの農学部から離れて共同獣医学部となったときに発足したもので、まだまだ日の浅い同窓会となっております。会の名称は「青山会」といい、江戸時代の詩人が詠った、故郷に帰らない決意をしてまで勉学に励むべしという趣旨の詩をもとに名付けられました。今後の山口大学獣医の同窓生をつなぐ活動を行って参りますので、山口大

学ご出身の方々にはこの機会にぜひご入会をお願いしたく存じます。会報も（主に私のせいで）不定期ではありますが発刊し、ウェブ上で公開しておりますので、ご覧いただけますと幸いです。



研究室の新入り猫たち

最後に、2期4年やらせていただいた会報の編集ですが、今年度をもちまして後任で同じ研究室の同僚の先生にお譲りすることになりました。山口大学支部から新しい色が出ることと思いますので、楽しみにお待ちください。完走した感想としては、編集委員の皆様にはいろいろご迷惑をおかけして申し訳ありませんということ、流し見で終わっていた会報の作成過程に携わり、苦勞と面白さを知ることができて良かったということでした。また何かしらで山口県獣医師会に貢献できれば幸いです。

リレー随筆

徳山支部 矢田 大輝
(シラナガ動物病院)

今回、職場の先輩である酒井先生からバトンを引き継ぎました、シラナガ動物病院の矢田です。麻酔学ユニットの同期の一人が結婚式を挙げることになり、2026年4月5日に東京まで参加してきましたのでそれを書かせていただこうと思います。最初は山口から車で向かうことも考えましたが、さすがに無謀だと諭され、実家のある三重県まで車で移動し、当日は新幹線で向かうことにしました。

会場となった自由学園明日館は、国の重要文化財に指定されており、近代建築の三大巨匠の一人であるフランク・ロイド・ライトの設計による歴史的建築で、幾何学的でありながら温かみのある空間が印象的でした。落ち着いた雰囲気の中で行われた挙式は、人前式という形式で、参列者に結婚を誓うスタイルに新鮮な驚きを覚えました。

同期たちと顔を合わせるのには実に5年ぶりでしたが、不思議と時間の隔たりは感じられず、皆変わらぬ様子で元気そうだったのが何より嬉しかったです。初めての結婚式参加ということもあり、新郎新婦でもないのにどこか緊張していた自分が少し可笑しかった。

フラワーシャワーと集合写真の後に行われた披露宴では、スクリーンに近すぎてスライドが見づらいという小さなハプニングもあったが、新婦側の紹介で流れたゼミ時代の写真に、懐かしさが込み上げてきた。最後には麻酔学ユニットでの集合写真も撮影し、節目の一日を形に残すことができました。

式後は同期の一人と土産巡りを楽しみましたが、ホテルに着く頃には疲れが一気に押し寄せ、そのまま眠

りに落ちてしまいました。翌日は東京駅を少し散策し、新幹線で帰路につき、名古屋でその同期と別れました。再会の余韻を胸に、穏やかな帰路となりました。

次回のリレー随筆は、同じ職場の先輩である金指湧真先生にバトンタッチします。



式場前で待つ筆者



全員集合した麻酔科ゼミ生達と巻き込まれた新郎

熊毛支部通常総会報告

熊毛支部 菅原 淳也
(菅原獣医科医院)

令和8年4月4日(土)午後6時より、光市のホテル松原屋において、令和8年度山口県獣医師会熊毛支部総会が開催されました。

当日は会員7名全員が出席し、県獣医師会より中村滋会長にご臨席いただきました。

総会は、河村和俊支部長の挨拶により開会され、続いて中村会長より新任のご挨拶ならびに祝辞を賜りました。祝辞では、鳥インフルエンザの発生状況、4月に東京国際フォーラムにて開催される第41回世界獣医師会大会、幼若動物に対するミルクボラン

ティアの仕組み等についてご講話をいただきました。

議事においては、令和7年度事業報告および収支決算・監査報告、ならびに令和8年度事業計画および収支予算について審議され、いずれも承認されました。その後、部会・委員会の改選について協議が行われました。

さらに、ノラ猫等に対する避妊手術助成金の現状、SFTSを疑う動物の取扱い、外部寄生虫予防の啓発、地域猫の定義および取扱い等について活発な意見交換が行われ、盛会のうちに閉会いたしました。

お知らせ

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

8日獣発第9号
令和8年4月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

このことについて、令和8年4月1日付け感発0401第2号をもって厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長から、別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、同日付けで、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第73号）が公布され、令和9年3月2日から施行されることについて、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知されたので了知の上、会員に周知されたいとするものです。

改正の趣旨は、狂犬病の予防注射について、令和5年地方分権改革に関する提案募集において、3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があったことを踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）を改正するものです。

改正の内容については別添通知のとおりですが、特に運用上の留意点として、以下が示されています。

(1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。

なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議をし、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

(2) 予防注射強化期間の設定について

本改正は、4月1日から6月30日までの間に犬に予防注射を受けさせることのできなかった所有者について、法令違反となる状況を是正し、より柔軟性を持たせるものであるが、一方で、予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンが無駄なく利用するといった観点で利点がある。この点を踏まえ、本改正後も、3か月程度の予防注射強化期間を設定し、引き続き予防注射の推進活動を行うことが推奨される。

強化期間については、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの4月1日から6月30日を設定するが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能である。

狂犬病予防注射未実施の犬に対する注射案内の時期を検討する際にも、強化期間を一つの区切りとして適宜活用されたい。

(3) その他

本改正は令和9年3月2日から施行予定であることから、令和9年3月2日から同月31日までの間に予防注射を実施した犬に対しては、令和8年度の注射済票を交付することに留意されたい。

特に上記の(1)及び(2)に関連し、このたびの省令改正の後も、狂犬病予防注射の周知・普及に係るキャンペーン期間としての集合注射期間の設定が推奨されており、将来的な集合注射の廃止を意図したものではないことを十分理解いただき、令和9年度以降の狂犬病予防注射について管内の市区町村との協議等が行われる際には、従来通りの対応を基本としつつ、さらに注射率の向上が図られるよう対応の程よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会 事業担当 猪俣、中村、松岡

TEL 03-3475-1601

[別紙]

感 発 0401 第 2 号
令 和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について (公布通知)

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令 (令和8年厚生労働省令第73号) が本日公布され、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力を依頼していることを申し添えます。

[別添]

感 発 0401 第 1 号
令 和 8 年 4 月 1 日各 { 都道府県知事 } 殿
 { 保健所設置市長 }
 { 特別区長 }厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第73号）が別添のとおり公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等（都道府県にあつては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

狂犬病の予防注射については、令和5年地方分権改革に関する提案募集において、3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があった。この提案を踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「規則」という。）を改正するものである。

2. 改正の内容

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第5条第1項において犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者）が毎年1回受けさせなければならないとされている狂犬病の予防注射について、4月1日から6月30日までの間に受けさせなければならないとしていた規定を廃止し、通年での接種を可能とするもの。（規則第11条第1項

関係)

- (2) 法第5条第2項に基づき、市町村長が交付する注射済票について、毎年3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付することとしていた規定を廃止し、予防注射を実施した時期と交付する注射済票の年度を揃えるもの。(規則第12条第5項関係)
- (3) その他、所要の規定の整備を行うもの。

3. 運用上の留意点

(1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。

なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議をし、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

(2) 予防注射強化期間の設定について

本改正は、4月1日から6月30日までの間に犬に予防注射を受けさせることのできなかった所有者について、法令違反となる状況を是正し、より柔軟性を持たせるものであるが、一方で、予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンを無駄なく利用するといった観点で利点がある。この点を踏まえ、本改正後も、3か月程度の予防注射強化期間を設定し、引き続き予防注射の推進活動を行うことが推奨される。

強化期間については、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの4月1日から6月30日を設定するが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能である。

狂犬病予防注射未実施の犬に対する注射案内の時期を検討する際にも、強化期間を一つの区切りとして適宜活用されたい。

(3) その他

本改正は令和9年3月2日から施行予定であることから、令和9年3

月2日から同月31日までの間に予防注射を実施した犬に対しては、令和8年度の注射済票を交付することに留意されたい。

4. 施行期日

令和9年3月2日から施行する。

お知らせ

山口県職員（獣医師）採用選考試験の実施について



山口県では公務員獣医師を募集します！

4月から山口県職員として働く獣医師（免許取得見込者含む）を募集します。

1. 団体名及び所在地

山口県（山口市滝町1-1）

2. 勤務先及び職務の概要

衛生獣医師：県庁内（主に環境生活部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等に勤務し、食品等に関する監視指導、動物愛護管理、食肉・食鳥検査等の業務を実施

農業獣医師：県庁内（主に農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等に勤務し、畜産の振興、家畜の保健衛生、防疫、改良・増殖の研究等の業務を実施



3. 募集人数

数名程度

4. 申込方法

原則、インターネットによる申し込み



食肉検査



牛の採血

5. 試験日及び場所

試験日：令和8年6月7日（日） 場所：山口市滝町1-1 山口県庁

6. 試験内容

論文試験：思考力、判断力、表現力等の総合能力についての筆記試験

口述試験：人物、人柄等についての個別面接

7. 受験資格

24歳から62歳（採用年の4月1日時点）で、獣医師の免許を有する者又は獣医師国家試験に合格し、当該免許を取得する見込みの者

8. 受験案内等

山口県HPに掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/105/>



9. 採用後の処遇等

初任給は、配属先等によって異なります。基本給のほか、獣医師調整手当、初任給調整手当等の諸手当が、要件に応じて支給

10. 連絡先

TEL：083-933-3434 FAX：083-933-3449

山口県農林水産部畜産振興課 衛生・飼料班 衛生グループ

E-mail：katiku-eisei@pref.yamaguchi.lg.jp

お知らせ

本会会員への支援制度について

本会では、会員への支援制度を設けていますので御活用ください。

区分	主な支援制度
種情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・日本獣医師会雑誌等、日本獣医師会や山口県等からの印刷物を配付 ・メール登録会員に日本獣医師会や山口県等からの情報を配信 ・ホームページ会員専用コーナーによる情報提供 ～主催する講習会等のテキスト及び映像、SFTS発生状況等
学会・講習会等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県獣医学会への無料参加（会員以外の獣医師は、3千円負担） ・本会主催の講習会への無料参加（会員以外の獣医師は、3千円/回負担） ～毎年 産業動物1回、小動物2回、獣医公衆衛生1回開催 ・中国地区獣医師会連合会主催の講習会への無料参加 ・中国地区学会参加費を本会が負担（会員以外の獣医師は5千円負担） ・中国地区学会発表者の交通・宿泊費を本会が負担 ・中国地区学会長賞受賞会員の日本獣医師会獣医学術学会年次大会参加旅費を本会が負担
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚祝金（1万円）、見舞金（1万円）、弔意金（会員3万円、配偶者1万円）支給 ・会員のレンタカー賃貸支援 ・獣医師賠償責任保険「狂犬病予防注射事業賠償契約」に本会が一括加入 ～狂犬病予防注射における賠償責任保険・障害見舞費用保険 ・傷害総合保健（狂犬病集合注射）に本会が一括加入 ～集合注射における注射実施者（補助者を含む）に対する傷害総合保険 ・「獣医師賠償責任保険」、「所得補償保険」、「動物病院従業員補償傷害総合保険」等各種保険を斡旋
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師法等に基づく各種手続きの支援 ・各種証明書を斡旋 ～予防接種証明書、狂犬病注射済証、狂犬病予防注射実施猶予証明書、動物用医薬品指示書、出荷制限指示書 ・県獣会館（会議室、図書コーナー）の無料開放 ・プロジェクター、スクリーン等備品の無料貸出 ・会員名簿の作成配付（3年毎）

今後の主な行事(予定)

- | | | | |
|------|---|-------|--------------------|
| 5月7日 | ・防府支部総会（防府市） | 5月9日 | ・徳山支部総会（周南市） |
| 5月8日 | ・岩柳支部総会（岩国市）、山口支部
総会（山口市）、宇部支部総会（宇
部市）、長北支部総会（萩市） | 5月14日 | ・令和8年度第1回理事会（県獣会館） |
| | | 6月14日 | ・令和8年度定時総会（防長苑） |

事務局だより

- | | | | |
|-------|------------------------|-----------|--|
| 4月1日 | ・県自然保護課協議（県獣会館） | 4月21日～24日 | ・第41回世界獣医師会大会2026（東京）
・第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（東京） |
| 4月2日 | ・県環境生活部長・部次長着任挨拶（県獣会館） | 4月24日 | ・畜産経営総合対策協議会（県庁） |
| 4月4日 | ・熊毛支部総会（光市） | 4月25日 | ・下関支部総会（下関市） |
| 4月7日 | ・会計事務所協議（県獣会館） | 4月28日 | ・令和7年度事業監査（県獣会館） |
| 4月10日 | ・中国地区獣医師会連合会定期総会（岡山市） | 2日・16日 | ・事業推進会議 |
| 4月21日 | ・会報編集委員会（県獣会館） | | |

次回編集委員会 5月26日(火) 13:30～

山口県獣医師会会報 第780号 令和8年5月10日（毎月1回発行）

発行所	(公社)山口県獣医師会(〒754-0002 山口県山口市小郡本町2丁目12番8号)	編集責任者	豊川 剛
電話	(083) 972-1174 FAX (083) 972-1554	発行責任者	中村 滋
e-mail	yama-vet@abeam.ocn.ne.jp	印刷	コロニー印刷
http	://www.yamaguchi-vet.or.jp		